

市第 60 号議案 横浜市事務分掌条例の一部改正

(河川に関する事務の移管について)

1 背景

近年、日本国内でも異常気象による局地的な集中豪雨（ゲリラ豪雨）が頻発しており、住宅が密集する地区や都市機能・地下施設の集中する地区で発生した場合、人命に関わる重大な被害や都市機能の麻痺につながる恐れがあります。

本市でも局地的な集中豪雨に見舞われており、「市民の生命・財産保護」と「都市機能の確保」のため、河川の増水による洪水や浸水被害への対応策を早急に講じる必要があります。

2 基本的な考え方

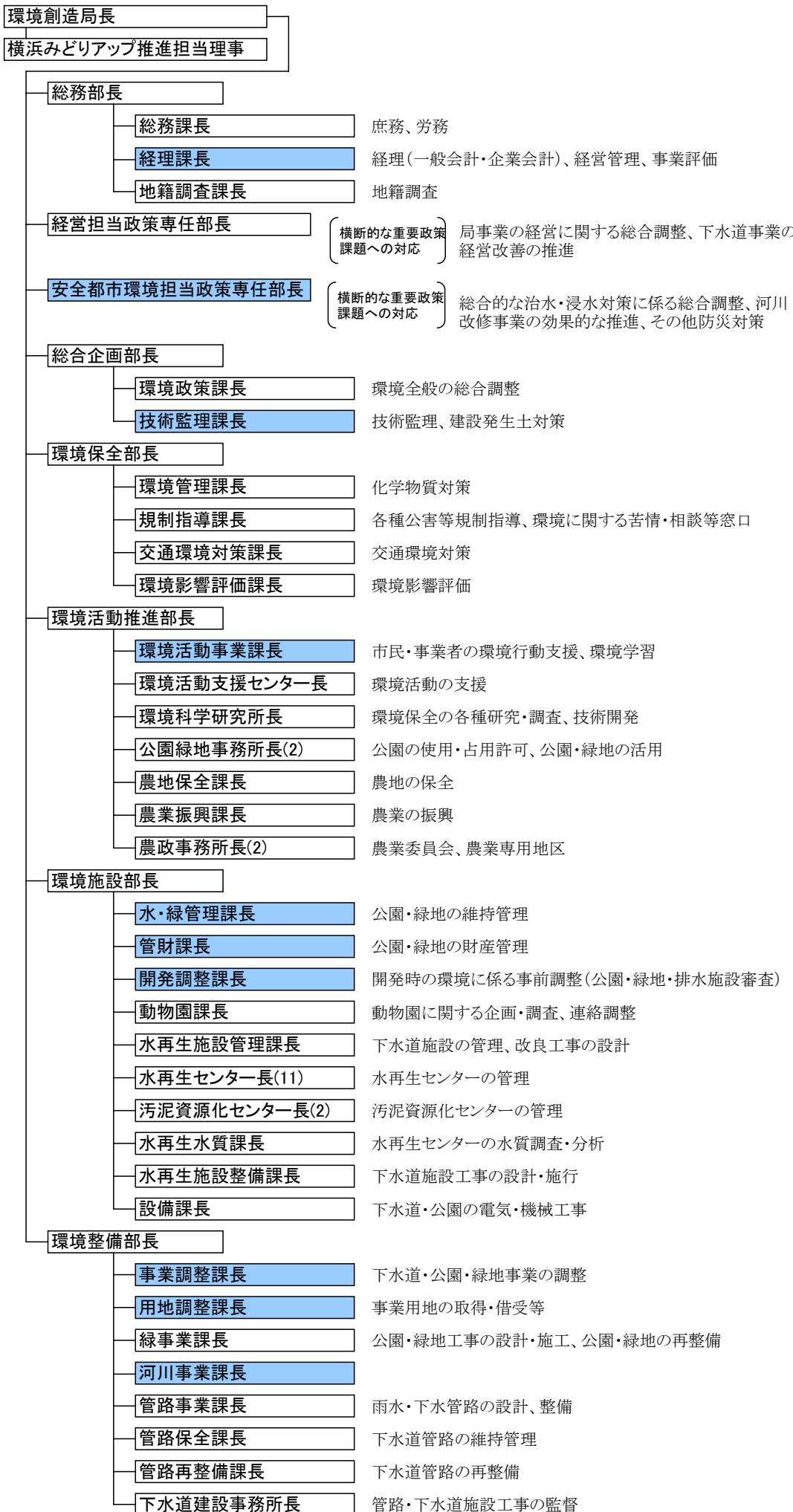
局地的な集中豪雨で想定される洪水や浸水被害への対応策として、道路と河川の管理を一体化することで、水害の予防・保全機能を強化するとともに、発災時の河川と道路との指揮命令系統を一元化するため、環境創造局で行っている河川に関する事務を道路局へ移管します。

3 事務移管

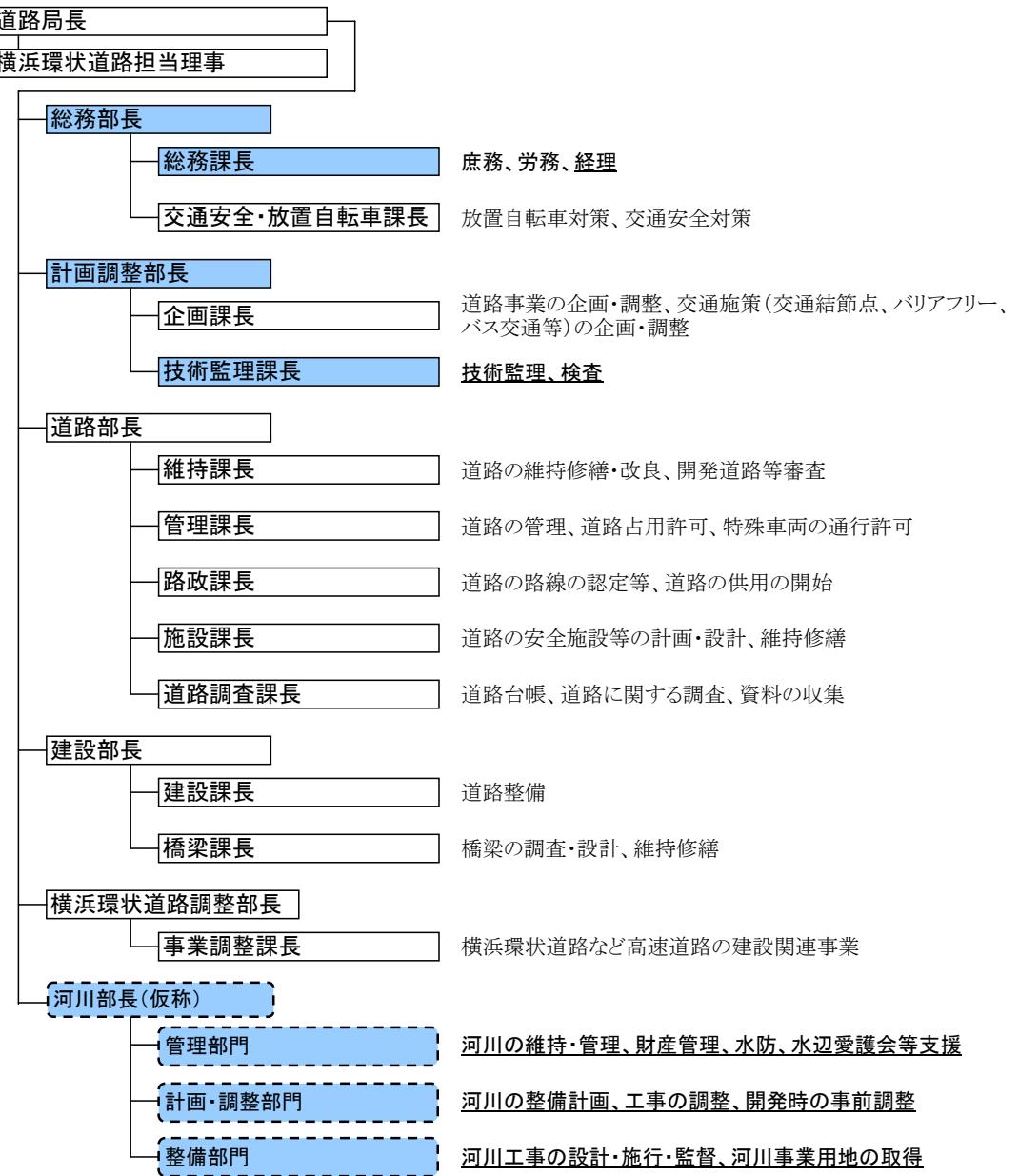
移管を予定している事務

①河川に関する経理事務	環境創造局総務部	→	道路局総務部
②河川に関する技術監理関連事務	環境創造局総合企画部	→	道路局計画調整部
③河川工事の検査事務	環境創造局環境整備部	→	道路局計画調整部
④水辺愛護会等支援事務	環境創造局環境活動推進部	→	道路局河川部(仮称)
⑤河川の維持・管理及び水防事務 ⑥河川に関する財産管理事務 ⑦河川に関する開発時の事前調整事務	環境創造局環境施設部	→	道路局河川部(仮称)
⑧河川の整備計画、工事の調整事務 ⑨河川事業用地の取得事務 ⑩河川工事の設計及び施工事務 ⑪河川工事の監督事務	環境創造局環境整備部	→	道路局河川部(仮称)

<現行>



<河川移管後>



<移 管 事 務>

- ①河川に関する経理事務
- ②河川に関する技術監理関連事務
- ③河川工事の検査事務
- ④水辺愛護会等支援事務
- ⑤河川の維持・管理及び水防事務
- ⑥河川に関する財産管理事務
- ⑦河川に関する開発時の事前調整事務
- ⑧河川の整備計画、工事の調整事務
- ⑨河川事業用地の取得事務
- ⑩河川工事の設計及び実行事務
- ⑪河川工事の監督事務

※ 機構図は河川に関する事務の移管について示しており、移管後の環境創造局及び道路局の執行体制については、引き続き具体的な「部」「課」などの構成や職員配置について検討を進めます。